

白井市指定管理者選定審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）及び白井市附属機関規則（平成24年規則第39号）に定めるもののほか、白井市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次の表に定めるとおりとする。

委員の構成	委員の定数
学識経験を有する者	3人以内
公の施設の管理に関する附属機関その他の機関の代表者	1人以内
市民（公募委員）	1人以内
市の副市長の職にある者	1人以内

(会議)

第3条 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取り消しについての審査は、非公開とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。